

4 . 土地収用法の積極的な活用等 について

国土交通省 総合政策局

4. 土地収用法の積極的な活用等について

適確な収用審理の進行及び違法性の承継の遮断について

1. 適確な収用審理について

- 改正土地収用法による適確な審理の進行については、収用委員会のブロック会議等において、法改正の趣旨を説明するとともに、適確な審理が行われた事例を紹介するなど、一層の周知徹底を図ってきたところである。
- また、平成16年4月の調査によると、各都道府県の収用委員会では、法改正を受けて適確な審理の進行がなされているものと認識している。

2. 違法性の承継について

- 現時点では、改正土地収用法の適用後の訴訟について、違法性の承継の当否を判断した判決は出されていない。
- なお、法改正前の事例ではあるが、圏央道建設事業に係る明渡裁決執行停止の申立て事件について違法性の承継を認めた平成15年10月3日の東京地裁決定が、平成15年12月25日の高裁決定にて取り消され、当該決定において、違法性は承継しない旨の判断が示されたところである。
- また、収用委員会のブロック会議等において、違法性の承継は遮断される旨周知徹底を図っている。
- 今後も、引き続き調査・検討を進めていく所存。

事業認定の適期申請ルールの周知徹底及び用地取得状況等の公表について

1. 国土交通省の直轄事業に関する取り組み

- 適期申請ルールについて、その周知徹底を図るため、各地方整備局長等に対し、平成15年3月28日に関係6局長による通達を発出。
- 現場の用地担当職員向けに、携帯可能な文書を作成するとともに、各種会議・研修等を通じて周知徹底。
- また、住民への周知徹底を図るため、適期申請ルールについて国土交通省ホームページに掲載。
- 用地取得状況の公表については、平成15年7月より、各地方整備局等のホームページにおいて、用地取得の進捗状況、事業の見通し、事業期間延長の場合の理由や対応策等の公表を開始。

2. 他の起業者が行う事業に関する取り組み

- 他省庁・関係公団等については、平成15年7月31日に中央用地対策連絡協議会において上記通達と同内容を申合せ。
- 地方公共団体については、各地区用地対策連絡協議会の場を活用して、今年3月までに、全国10ブロック全てについて、上記通達と同内容を申合せ。
- これまでも他の起業者に対し適期申請ルールについて周知徹底を図ってきたところであるが、今後とも各種会議・研修等を通じて周知徹底を図っていく所存。